

【中間前金払に係る事務手続きフロー図】



※電子保証の場合は、保証事業会社より電子交付された認証キー（PDF形式）

★中間前金払の対象となる工事は、次の全ての要件を満たすものです。

- (1) 1件の請負代金額の額が500万円以上であること。
- (2) 既に前払金を支出していること。
- (3) 工期の2分の1を経過していること。
- (4) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (5) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。